平成２４年（フ）第２２９９号
札幌市東区東苗穂10条３丁目18番18号　クレストール東苗穂５番館202号
債務者　濱　　等
1　決定年月日時　平成24年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２３００号
札幌市東区東苗穂10条３丁目18番18号　クレストール東苗穂５番館202号
債務者　濱　　可奈
1　決定年月日時　平成24年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２３０１号
札幌市清田区美しが丘５条５丁目５番５号
宿屋昇方
債務者　板谷　正志
1　決定年月日時　平成24年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２３１２号
札幌市豊平区福住１条３丁目15番21―205号
債務者　成田　孝之
1　決定年月日時　平成24年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２３１８号
札幌市北区新琴似６条11丁目６番８号
債務者　神野　恭子
1　決定年月日時　平成24年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２３３３号
札幌市白石区本郷通13丁目北３番20―205号
債務者　石黒　睦美（旧姓山崎）
1　決定年月日時　平成24年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２３３６号
札幌市南区川沿７条３丁目２番７号　新星荘101号
債務者　谷川　弘美
1　決定年月日時　平成24年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２３４１号
北海道恵庭市柏陽町４丁目15番　市営住宅79号
債務者　白鳥　正彦
1　決定年月日時　平成24年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２３４６号
札幌市中央区南11条西10丁目１番18―602号
債務者　佐竹　賢勇
1　決定年月日時　平成24年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２３６５号
北海道千歳市住吉５丁目４番13号
債務者　伊藤　結香
1　決定年月日時　平成24年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第９８号
青森県三沢市東岡三沢３丁目41番地468号　W102Ｅ
債務者　藤田　辰美
1　決定年月日時　平成24年10月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２４年（フ）第２９６号
群馬県前橋市大友町１丁目18番地６　パークサイド篠崎202号
債務者　宮田晃一郎
1　決定年月日時　平成24年10月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第２６９号
群馬県高崎市中居町１丁目16番地33　メゾン中居Ａ102号
債務者　西川　路子
1　決定年月日時　平成24年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第４９５号
埼玉県三郷市鷹野４丁目322番地　タイガーガーデン205号
債務者　大山　浩昭
1　決定年月日時　平成24年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第５５２号
埼玉県八潮市八潮５丁目17番地７
債務者　上野　純子（旧姓シング）
1　決定年月日時　平成24年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第５８７号
埼玉県草加市瀬崎２丁目19番１―509号
債務者　寺本　敏明
1　決定年月日時　平成24年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第５９０号
埼玉県越谷市南町２丁目６番４号　レオパレス蒲生第７―204号
債務者　福永須美子（旧姓渡邊）
1　決定年月日時　平成24年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係